

消費税率引上げに伴う準備は終わりましたか？

2019年10月の消費税率引上げに伴い、中小企業・小規模事業者向けに様々な支援制度が設けられています。消費税率引上げの準備がまだの方は至急、下記の制度をご確認下さい。

① 軽減税率対策補助金(レジ等導入・改修への補助)

補助対象者	軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入する必要のある、中小企業・小規模事業者等
対象経費	①複数税率対応レジ等の導入・改修費用 ②タブレット端末等汎用機器 <u>※補助対象機器等の導入・改修に係る契約を2019年9月30日まで締結し、同年12月16日まで申請が必要</u> 【ここがポイント】 これまでは9月30日までの機器の導入及び支払いの完了が必要でしたが、「 <u>契約の締結まで</u> 」に要件が緩和されています。
補助率	①3/4(1台あたり上限20万円) なお3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は4/5 ②1/2(1台あたり上限20万円) ※複数台数申請等について、1事業者あたりの補助上限額は200万円
備考	販売店、メーカー、ベンダー等による代理申請可能

※上記の他にも、券売機や受発注システム等、補助金の対象となるものがございます。詳しくは、下記の事務局までお問い合わせください。

(事務局) 軽減税率対策補助金事務局 0120-398-111 または 0570-081-222

② キャッシュレス・消費者還元事業(端末導入、手数料への補助)

補助対象者	決済事業者 ※決済事業者を経由して中小企業・小規模事業者を支援
対象経費	①キャッシュレス端末 <u>※2020年5月末までの導入が必要</u> ②加盟店手数料 <u>※2019年10月から2020年6月まで</u>
補助率	①中小企業・小規模事業者の自己負担なし (国が2/3、決済事業者が1/3を負担) ②1/3(手数料率3.25%以下が条件)
備考	本事業への加盟店登録(2020年4月末締切)を行うことで、 <u>消費者へのポイント還元により集客力UPが見込まれます。</u>

【併せてご確認ください!】

- 既にキャッシュレス決済を導入している事業者でも、改めて契約している決済事業者を通じて本事業への加盟店登録を行わなければ、ポイント還元の対象店舗とはならないのでご注意ください。
- また、同一国際ブランドで複数のクレジットカード会社と契約している場合、それぞれのクレジットカード会社を通じて加盟店登録を行う必要があります。

※詳しくは、下記の事務局までお問い合わせください。

(事務局) ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け 0570-000-655

ホームページ <https://cashless.go.jp/>

ご不明な点は、各商工会議所・商工会または山形県中小企業振興課(023-630-3266)へお問い合わせください。

(参考)消費税率引上げ後も活用できる山形県の支援施策

①商工業振興資金(地域経済変動対策資金)

概要	2019年10月以降、消費税率引上げの影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、経営に支障をきたしている中小企業・小規模事業者に低利融資を実施
利率	1.6%
限度額	5,000万円
備考	保証料について、県及び市町村の保証料補給により軽減

※上記の他にも様々な融資制度がございます。まずは金融機関にご相談ください。

②がんばる商店街応援事業

概要	消費税率引上げ後の、商店街等における個人消費を促す意欲的な取組みに対し補助を実施
対象者	各市町村 ※各市町村を經由して商店街等を支援
対象経費	消費税率引上げ後の「生活応援セール」等の販売促進に係る事業の広報費

(本事業に関するお問い合わせ先) 山形県商業・県産品振興課 023-630-3370

③情報・相談窓口の開設

概要	消費税転嫁や軽減税率への対応等でお困りのことがある方から、情報や相談を受け付ける窓口を設置
窓口一覧	軽減税率制度及び消費税転嫁に関する情報等 …中小企業振興課(県の総合窓口) 023-630-3266
	転嫁を阻害する表示に関する情報等 …消費生活・地域安全課 023-630-3101
	地方消費税に関する問い合わせ …税政課 023-630-3234
	建設業・浄化槽工事業者・解体工事業者に関する問い合わせ※ …建設企画課 023-630-2658 ※各総合支庁の建設総務課でも受け付けています。
	宅地建物取引業に関する問い合わせ …建築住宅課 023-630-2641
	不動産鑑定業に関する問い合わせ …県土地利用政策課 023-630-2430